その病気、その症状は

アスベスト

石綿が原因

かもしれません

で家族に、肺がんや中皮腫などで亡くなられた方はいませんか?

息切れ、胸が苦しいなどの

症状が出ていませんか?

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

- ◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。
 - ●お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
 - ●独立行政法人 環境再生保全機構 (ERCA)







石綿(アスベスト)による疾病

- ▶石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を 持っていることから、過去に石綿が大量に輸入され、さまざまな工業製品に使用され てきました。
- ▶このため、石綿製品を取り扱う仕事(例:建設業など)<u>をしたことのある方</u>や、石綿を 取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方などは、石綿を吸い込んだ可能性があります。
- ▶また、仕事中に石綿を吸い込んだ方が持ち帰った作業着などに付着した石綿を、その で家族が吸い込み、病気になることもあります。
- ▶石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④びまん 性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。
- ▶石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特 徴です。(例えば、中皮腫の場合、その多くが40年前後という長い潜伏期間の後に 発症するとされています。)

石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた(または亡くなったご家族) について、医師から「石綿(アス ベスト)が原因の病気です」と 言われたら…

※石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴 がある場合などは、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健 康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。 お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた(または亡くなったご家族)は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか?

はい

いいえ

あなた(または亡くなったご家族)は、労働者(※)または労災保険の特別加入者ですか?

はい

※労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払 われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問 いません。

いいえ

労災保険制度による「労災保険給付」

または

石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」 (労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合)

を受けられる場合があります。

お近くの労働基準監督署または都道府県労働局に ご相談ください。

(連絡先は、4ページ「お問い合わせ先一覧」へ)



石綿健康被害救済制度

による「救済給付」

を受けられる場合があります。

→(独) 環境再生保全機構に ご相談ください。

7スペスト 石綿救済相談ダイヤル

さぁはやく きゅうさい 顯 0120-389-931 ERCA



★ 各給付の詳しい内容は、次のページの一覧表をご確認ください。

◆ 各制度の概要(一覧)

| | | 労災保険給付 | 特別遺族給付金 | 救済給付 | | | |
|-------|--------------------|--|---|--|--|--|--|
| 支給対象者 | | ① 労働者または労災保険の 特別加入者 ② 上記①の遺族 | 平成28年3月26日までに石綿による病気で死亡した労働者(特別加入者を含む)の遺族(*) ※労災保険の遺族補償給付請求権を時効(5年)により失った場合に限ります。 | ① 労災保険等の対象とならない 石綿健康被害者(石綿を扱う仕 事をしていたかどうかは問いま せん) ② 上記①の遺族 | | | |
| 対掌 | 象疾病 | (a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (e) 良性石綿胸水 | (a) 中皮腫(b) 石綿起因性肺がん(c) 石綿肺(d) びまん性胸膜肥厚※(c)(d)は、著しい呼吸機能障害を伴うものに限ります。 | | | | |
| さら | i綿に oされる な機会 | ●石綿の吹き付け ●石綿を含む建物の解体 ●石綿を含む製品の製造、加工 | ●石綿取り扱い工場の近隣に居住していた ●石綿取り扱い工場で働く人の作業着を洗濯していた ●労災保険の対象とならない人が、石綿を取り扱う仕事をしていた | | | | |
| 給 | 付内容 | ① 労働者または労災保険の 特別加入者 ・療養補償給付(自己負担な しで治療が受けられます) ・休業補償給付(注) ② 上記①の遺族 ・遺族補償給付(注) (年金または一時金) など (注)ご本人の賃金により給付額 が異なります。 | 特別遺族年金 (原則240万円/年) または 特別遺族一時金 (1200万円) | ① 労災保険等の対象とならない 石綿健康被害者 ・医療費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ② 上記①の遺族 ・特別遺族弔慰金(注) (280万円) など (注)ご本人が申請しないまま亡くなった場合。 | | | |
| 請求期限 | | 給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご 本人が亡くなった日の翌日から5 年で時効により消滅します。 | 令和14年3月27日 | 給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。 <例> 中皮腫で平成18年3月26日までに亡くなった方のご遺族による特別遺族 弔慰金等請求期限:令和14年3月27日 | | | |
| 相 | 談先 | お近くの労働基準監督署 ☆ 各給付に関する一般的なご質 「労災保険相談ダイヤル」 | (独)環境再生保全機構 石綿救済相談ダイヤル ERCA さぁはやく きゅうさい 1 0120-389-931 | | | | |
| | | 詳しくは、裏面をご覧ください。 | | | | | |

(*) 平成23年の「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正により、「特別遺族給付金」の支給対象が拡大され、改正前には支給を受けられなかった平成18年3月27日以降に死亡した方のご遺族についても支給を受けられるようになりました。



お問い合わせ先一覧

労災保険給付・特別遺族給付金(石綿健康被害救済制度) について

《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

監督署

(所在地一覧) https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

| 都道府県労働局労働基準部労災補償課 | | | | | | | | | |
|-------------------|--------------|-----|----------------|-----|----------------|--|--|--|--|
| 北海道 | 011(709)2311 | 石川 | 076 (265) 4426 | 岡山 | 086(225)2019 | | | | |
| 青森 | 017(734)4115 | 福井 | 0776(22)2656 | 広島 | 082(221)9245 | | | | |
| 岩手 | 019(604)3009 | 山梨 | 055(225)2856 | 口 | 083(995)0374 | | | | |
| 宮城 | 022(299)8843 | 長野 | 026(223)0556 | 徳島 | 088(652)9144 | | | | |
| 秋田 | 018(883)4275 | 岐阜 | 058(245)8105 | 香川 | 087(811)8921 | | | | |
| 山形 | 023(624)8227 | 静岡 | 054(254)6369 | 愛媛 | 089 (935) 5206 | | | | |
| 福島 | 024(536)4605 | 愛知 | 052(855)2147 | 高知 | 088 (885) 6025 | | | | |
| 茨城 | 029(224)6217 | 三重 | 059(226)2109 | 福岡 | 092(411)4799 | | | | |
| 栃木 | 028(634)9118 | 滋賀 | 077(522)6630 | 佐賀 | 0952(32)7193 | | | | |
| 群馬 | 027(896)4738 | 京都 | 075(241)3217 | 長崎 | 095(801)0034 | | | | |
| 埼玉 | 048(600)6207 | 大阪 | 06(6949)6507 | 熊本 | 096(355)3183 | | | | |
| 千葉 | 043(221)4313 | 兵庫 | 078(367)9155 | 大分 | 097(536)3214 | | | | |
| 東京 | 03(3512)1617 | 奈良 | 0742(32)0207 | 宮崎 | 0985(38)8837 | | | | |
| 神奈川 | 045(211)7355 | 和歌山 | 073(488)1153 | 鹿児島 | 099(223)8280 | | | | |
| 新潟 | 025(288)3506 | 鳥取 | 0857(29)1706 | 沖縄 | 098(868)3559 | | | | |
| 富山 | 076(432)2739 | 島根 | 0852(31)1159 | | • | | | | |

《 厚生労働省のホームページ 》 https://www.mhlw.go.jp

トップページ 「国による救済制度等」をクリック→アスベスト(石綿)情報へお進みください。 (労災認定等事業場一覧表など、石綿情報を掲載しています。)

《 労災保険相談ダイヤル 》 0570-006031 / 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

労災保険給付や特別遺族給付金に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります(全国一律料金)。

(石綿健康被害救済制度)について 救済給付

環境再生保全機構(ERCA)》 《独立行政法人》

棉救済相談ダイヤル

さぁはやく

受付時間 10:00~17:00

土・日・祝・年末年始 12/29~1/3 を除く

https://www.erca.go.jp/asbestos/

地方環境事務所》

(ホームページ) https://www.env.go.jp/region/

- ·北海道地方環境事務所(札幌市) 011-299-1952
- · 東北地方環境事務所(仙台市) 022-722-2867
- 048-600-0815
- ·新潟事務所(新潟市) 025-280-9560
- ・中部地方環境事務所(名古屋市) 052-955-2134
- ・近畿地方環境事務所(大阪市) 06-6881-6503
- ・関東地方環境事務所(さいたま市)・中国四国地方環境事務所(岡山市) 086-223-1581
 - ・四国事務所(高松市) 087-811-7240
- ・広島事務所(広島市) 082-511-0006

アスベスト 救済

- · 九州地方環境事務所(熊本市) 096-322-2411
- ·福岡事務所(福岡市) 092-437-8851

★上記のほか、最寄りの保健所でも相談・申請を受け付けています。